

安全運転管理者等講習実施要領の制定について

発出年月日：平成12年2月10日

文書番号：沖例規交企1

公表範囲：全文

改正 平成18年9月 沖例規交企1

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2の規定に基づき、公安委員会が行う安全運転管理者等に対する講習については、安全運転管理者等及び指定自動車教習所の職員に対する講習の実施等に関する規則（昭和48年沖縄県公安委員会規則第9号）により規定されていたところであるが、同規則の廃止及び同規則に代わる安全運転管理者等に対する講習の実施等に関する規程（平成12年沖縄県公安委員会規程第1号。以下「規程」という。）の制定に伴い「安全運転管理者等講習実施要領」を別添のとおり制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「安全運転管理者等講習実施要領の制定について」（昭和57年2月22日付沖例規交企第5号）は、廃止する。

別添

安全運転管理者等講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、規程第6条に基づき、安全運転管理者等講習（以下「講習」という。）の実施に必要な細目的事項を定めるものとする。

第2 講習計画の作成

講習は、おおむね年1回実施することを原則として、講習実施体制等を勘案し、各年度ごとにその実施時期、場所、講習時間、講師、使用資器材、教材及び必要な予算を内容とする講習計画を作成すること。

第3 講習科目及び時間

講習は、安全運転管理者等講習の講習科目及び講習時間割基準（別表第1）及び講習時間の基準（別表第2）に基づいて行うこと。

第4 講習方法等

- 1 講習は、講義式、討議式等のほか視聴覚資器材等を活用して行うなど、実際的、具体的内容について効果的に行うよう努めること。
- 2 講習を効果的に実施するため必要な資器材の整備に努めること。
- 3 講習は、人員及び使用する資器材等に応じ、効果的な講習を実施することが可能な施設において行うこと。
- 4 講習は、原則として警察署単位で行うものとし、駐車施設がある場所を選定する等受講者の利便に配慮すること。

第5 講師の選考

講習の講師は、次に掲げる者を充てること。

- 1 警察本部交通部の課長補佐以上の職にある者及び講習場所を管轄する警察署長又は交通課長。ただし、これらの者に事故があるときは、当該講習を担当する係の警部補の階級にある者を充てることができる。
- 2 講習の科目及び内容に応じて必要な学識経験者及び専門的知識を有する者で警察本部長の承認を受けた者

第6 講習の通知

講習の通知は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第14項に定める別記様式第22の9により、当該安全運転管理者等を選任した使用者に対して行うこと。この場合において、受講が容易になるよう講習日のおおむね30日以前に到着するよう留意すること。

第7 講習申請の取扱い

講習に当たっては、講習を受けようとする者から、沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）第28条第1号に定める安全運転管理者等講習受講申請書に講習手数料の額の沖縄県証紙を貼付し提出させること。

第8 講習の委託

講習を委託する場合は、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって行うこと。

- 1 安全運転管理者等に対する講習の実施等に関する規程（平成12年沖縄県公安委員会規程第1号）に従うほか、公安委員会の随時の指示に従って実施する。
- 2 講師には講習科目、内容に応じた専門的知識を有する者で、公安委員会の承認を受けた者を充てる。
- 3 講習が規程に従って行われないうとき、又は委託契約の条項に著しく反する行為があったときは、直ちに講習の委託を解約できる。
- 4 講習に必要な視聴覚資器材を整備する。
- 5 講習計画を策定して、警察本部長の承認を受けること。
- 6 講習の実施に関する事務全般にわたるものとする。

第9 関係者との連携等

安全運転管理者等を選任しなければならない事業所を常には握するとともに、安全運転管理者等講習が円滑かつ効果的に行われるよう関係機関団体等と連携を図ること。

第10 安全運転管理者の選任を必要としない事業所等に対する講習の実施

事業所等の経営者、使用者及び安全運転管理者の選任を必要としない事業所等については、この要領に定める講習の受講対象とすることができないので、これらに対する講習、研修等は別計画で実施すること。

別表第1（第3関係）

安全運転管理者等講習の講習科目及び講習時間割基準

講習科目	講習細目	講習時間	留意事項
1 道路交通の現状	(1) 自動車の保有台数、運転免許	40分 ～60	○ 沖縄県の実情を重点に説明する。

と交通事故の実態	<p>人口等の現状</p> <p>(2) 交通事故、渋滞、公害その他交通障害の状況</p> <p>(3) 交通規制の状況及び交通安全施設の整備状況</p> <p>(4) 交通事故の特徴及びその原因分析（特に運転者側の原因）</p> <p>(5) 重大事故の実例</p>	分	<p>○ 事故統計を利用する場合は、単なる数字のら列に終始することなく、多角的に分析した身近な事実などによって、具体的に感得されるようにする。</p>
2 法令の知識	<p>(1) 道路交通関係法令</p> <p>ア 安全運転管理者制度</p> <p>イ 使用者及び安全運転管理者等の責任と義務</p> <p>ウ 運転者の遵守すべき事項</p> <p>エ 自動車の使用制限処分制度</p> <p>(2) 道路運送車両関係法令</p> <p>ア 車両の保安基準</p> <p>イ 車両の点検、整備及び検査</p> <p>(3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律</p> <p>ア 車庫の確保</p> <p>イ 違法駐車防止</p>	60分～90分	<p>○ 道路交通に関係のある法令一般について理解させ、法令の遵守が安全運転管理の第一歩であることを認識させる。</p>

	<p>(4) 車両制限令</p> <p>ア 車両の幅、重量等の最高限度</p> <p>イ 路肩通行その他通行方法の制限</p> <p>(5) その他交通事故と関連のある法令</p> <p>交通事故を起こした加害者の刑事、民事、行政上の責任</p>		
3 安全運転のための知識	<p>(1) 安全運転の生理</p> <p>ア 視覚の特性</p> <p>イ 過労等の要因と影響</p> <p>ウ アルコール、薬等の影響</p> <p>(2) 運転上の性格適性</p> <p>ア 事故者の性格の個人差</p> <p>イ 事故者の心理的特性</p> <p>(3) 自然の法則</p> <p>(4) 歩行者等の保護のための運転方法</p> <p>(5) 危険な場面における走行</p> <p>(6) 飲酒運転、過労運転等の危険性</p> <p>(7) 高速道路における走行上の注</p>	120分～180分	<p>○ 映写、ビデオ等の視聴覚教材を活用する。</p> <p>○ 各場面の具体例を挙げて説明する。</p>

	<p>意</p> <p>ア 車両の点検、整備</p> <p>イ 積荷の点検</p> <p>ウ 停止表示板の携帯</p> <p>エ 制限速度の厳守と車間距離の保持</p> <p>(8) 事故と故障時の措置</p>		<p>○ 具体的な事故事例を示し、問題点を例示する。</p>
4 安全運転管理について的心構えと方法	<p>(1) 安全運転管理と企業の社会的責任</p> <p>ア 安全運転管理者の意義と目的</p> <p>イ 安全運転管理に対する企業責任</p> <p>ウ 安全運転管理者のための条件づくり</p> <p>(2) 運行の管理</p> <p>ア 運行計画の作成</p> <p>イ 運行の割当て</p> <p>ウ 運行状況の把握</p> <p>エ 異常気象時等の措置</p> <p>オ 危険物等運送時の措置</p> <p>(3) 車両の管理</p> <p>ア 車両使用規程の制定</p> <p>イ 車両の点検</p>	120分～180分	<p>○ 管理責任者及び任務等を明確にした規定を示す。</p> <p>○ 車両管理規程、車両台帳の様式等を例示する。</p>

	<p>整備</p> <p>ウ 車両の使用 状況の把握</p> <p>(4) 運転者の管理</p> <p>ア 勤務時間、 運転時間の適 正化</p> <p>イ 点呼、始業 点検等</p> <p>ウ 休養、厚生、 その他職場環 境の整備</p> <p>エ 運転者個々 の運転適性の 把握と適正配 置</p> <p>(5) 運転者の指導 教育</p> <p>ア 教養訓練の 計画</p> <p>イ 教育訓練の 方法及び内容</p> <p>ウ 教育訓練の 効果測定と利 用</p> <p>(6) 事故発生時の 措置</p> <p>(7) 事故防止対策</p> <p>ア 事故原因の 究明</p> <p>イ 事故防止対 策の検討</p> <p>ウ 管理体制の 整備</p> <p>(8) 自主的な安全 運転管理対策</p> <p>ア 表彰制度</p> <p>イ マイカーク</p>	<p>○ 疲労の外見的な認定要領を例示する。</p> <p>○ 適性検査の方法を例示する。</p> <p>○ 年間計画及び月例訓練計画を例示する。</p> <p>○ 情報を多く提供するための媒体等を示す。</p> <p>○ 事故時のマニュアル、事故報告の事例などを示す。</p> <p>○ 事故事例等を示す。</p> <p>○ 事故要因等を例示する。</p> <p>○ 表彰制度、安全委員会制度、マイカークラブの結成など具体的方法を例示</p>
--	---	--

	ラブの結成		する。
5 交通事故と賠償	(1) 交通事故に対する企業責任 ア 交通事故に対する企業の民事責任 イ 企業責任の具体的内容 (2) 損害賠償責任の意義、根拠及び内容 (3) 自賠責保険制度の仕組み (4) 任意自動車保険制度の仕組み (5) 民事責任事例	90分 ～120分	○ 交通相談機関の例示をする。 ○ 具体的な裁判例などを示す。
6 交通安全教育	(1) 安全教育を行う者の基本的な心構え ア 交通安全教育の意義 イ 交通安全教育指針 (2) 交通安全教育の内容及び方法	60分	○ 交通安全教育の意義について理解させる。

注

- 1 時間割は、実情に応じ若干変更できる。
- 2 講習内容は、地域的な実情を加味して要点的に選択できる。
- 3 講習科目で、2科目以上に関連するものは1科目、また、1科目のなかで、ある特定のものを更に専門的に掘り下げる場合には、これを他の独立した1科目とすることができる。
- 4 視聴覚教材は、地方の実情等を勘案して効果の上がるものを活用するよう配慮すること。

別表第2 (第3関係)

講習時間の基準

	安全運転管理者	副安全運転管理者
法定講習	6時間	6時間
その他特別講習を必要とするとき	8時間	8時間

